

平成30年度 高圧ガス製造保安責任者試験 高圧ガス販売主任者試験

[甲種化学・甲種機械・乙種化学・乙種機械・丙種化学(液石)・丙種化学(特別)・
第一種冷凍機械・第二種冷凍機械・第三種冷凍機械・第一種販売・第二種販売]

受験案内書（電子申請用）

電子申請の受付期間

平成30年8月17日(金)午前10時から
平成30年9月5日(水)午後5時まで

高圧ガス保安協会（KHK）試験センター
[KHKホームページ <https://www.khk.or.jp>]

- ◎ この受験案内書には、電子申請での受験手続きに関する必要事項及び注意事項、また、試験当日の受験上の注意事項等が記載されております。受験手続きを行う方は必ずお読みください。
- ◎ 受験手続きを行う方は、自己の判断と責任に基づき、受験案内書すべての事項にご承諾いただくことが必要です。また、受験申請された方は、受験案内書の各事項をご承諾いただいたものと見なされます。
- ◎ この受験案内書は、受験申請後も大切に保管してください。

※受験案内書の記載内容等の不明点はKHK試験センター（03-3436-6106）にお問い合わせください。

備考：書面申請と電子申請との重複申請にご注意ください。

受験者情報の取扱い等について

高圧ガス保安協会（「ＫＨＫ」といいます。）は、書面申請及び電子申請（インターネット申請）によって得た個人情報について、ＫＨＫのプライバシーポリシーに基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集、利用について

ＫＨＫは、国家試験の申請の際に氏名、生年月日、住所、電子メールアドレス等の個人情報を収集します。

これらの情報は、国家試験の受付・採点・可否通知・免状交付、国・自治体への情報の提供、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍及び国家試験のご案内等についての情報提供にも使用することがあります。

2. 個人情報の開示について

ＫＨＫは、上記１の活動を行うため、個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先ではＫＨＫの適切な監督の下に委託業務を実施するために個人情報を使用します。

ＫＨＫは、収集した個人情報を次のように使用することはありません。

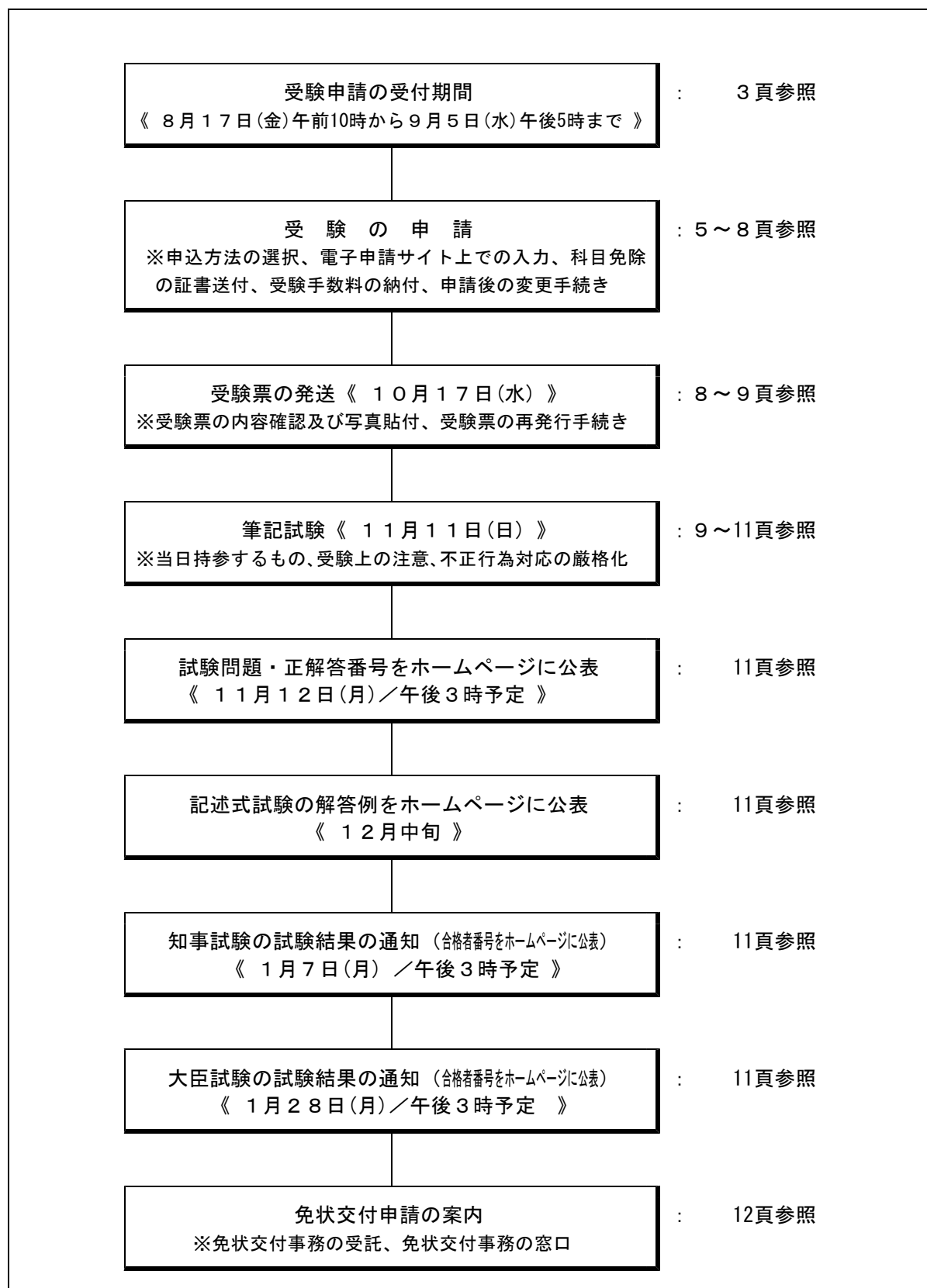
- ・申請者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
- ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。

ただし、法令により開示しなければならない場合を除きます。

《 目 次 》

I 受験の申請から試験結果の通知・免状交付申請までの流れ -----	2 頁
II 試験の概要 -----	3 ～ 4 頁
(1. 試験日、2. 受付期間、3. 受験資格、4. 試験の種類(略称含む)及び試験の科目、 5. 試験内容及び試験形式、6. 試験時間、7. 合格基準、8. 受験手数料、9. 試験地 及び試験会場、10. 試験の科目免除申請)	
III 受験の申請 -----	5 ～ 8 頁
(受験の申請の流れ、1. 申込方法の選択、2. 申込、2-1. 電子申請サイト上での入力、 2-2. 科目免除の証書送付、2-3. 受験手数料の納付、3. 申請後の変更手続き（申請の取 り下げ・受験者氏名等・試験の種類・科目免除・試験地）、4. 受験票の発送)	
IV 試験日までの準備 -----	8 ～ 9 頁
(1. 受験票の内容確認及び写真貼付、2. 受験票の再発行手続き)	
V 試験当日の注意事項等 -----	9 ～ 11 頁
(1. 試験会場(教室)への集合時間、2. 試験会場までの移動方法、3. 試験当日持参す るもの、4. 不正行為対応の厳格化、5. 受験上の注意)	
VI 試験結果の通知及び試験問題・正解答番号・記述式解答例・合格者番号の公表 -----	11 ～ 12 頁
(1. 試験結果の通知、2. 試験問題・正解答番号・記述式解答例・合格者番号の公表)	
VII 免状交付申請の案内 -----	12 頁
VIII 別表及び別紙 -----	13 ～ 20 頁
別表 1：大臣試験の試験地、試験会場名及び担当試験事務所 [13頁]	
別表 2：知事試験の試験地、試験会場名、担当の試験種類及び 担当試験事務所 [13～17頁]	
別 紙：筆記試験の科目免除申請の条件 [18～20頁]	

I 受験の申請から試験結果の通知・免状交付申請までの流れ



Ⅱ 試験の概要

- 試験日：11月11日(日)
- 受付期間：8月17日(金)午前10時から9月5日(水)午後5時まで
- 受験資格：年齢、学歴、経験に関係なく、誰でも受験できます。
- 試験の種類（略称含む）及び試験の科目

【高圧ガス製造保安責任者試験】

試験の種類	略称	試験の科目	試験の区分
甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	甲種化学	法令・保安管理技術・ 学識の3科目	経済産業大臣の 免状に係る試験 (大臣試験)
甲種機械責任者免状	甲種機械		
第一種冷凍機械責任者免状	第一種冷凍機械	※ただし、第三種冷凍 機械は法令・保安管 理技術の2科目	都道府県知事の 免状に係る試験 (知事試験)
乙種化学責任者免状	乙種化学		
乙種機械責任者免状	乙種機械		
丙種化学(液化石油ガス)責任者免状	丙種化学(液石)		
丙種化学(特別試験科目)責任者免状	丙種化学(特別)		
第二種冷凍機械責任者免状	第二種冷凍機械		
第三種冷凍機械責任者免状	第三種冷凍機械		

【高圧ガス販売主任者試験】

試験の種類	略称	試験の科目	試験の区分
第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	第一種販売	法令・保安管理技術 の2科目	都道府県知事の免状に係る試験 (知事試験)
第二種販売主任者免状	第二種販売		

5. 試験内容及び試験形式

試験の種類	試験科目別による試験内容及び試験形式		
	法 令	保安管理技術	学 識
甲種化学	高圧ガス保安法に係る法令	高圧ガスの製造（冷凍のための製造を除く。 以下甲種機械まで同じ。）に必要な化学に関 する高度の保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な高度の応 用化学
試験形式	択一式(20問)	択一式(15問)	記述式(6問)
甲種機械	〃	高圧ガスの製造に必要な機械に 関する高度の保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な高度の機 械工学
試験形式	択一式(20問)	択一式(15問)	記述式(5問)
第一種冷凍機械	〃	冷凍のための高圧ガスの製造に 必要な高度の保安管理の技術	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学及び 機械工学
試験形式	択一式(20問)	択一式(15問)	記述式(5問)
乙種化学	〃	高圧ガスの製造（冷凍のための製造を除く。 以下乙種機械まで同じ。）に必要な化学に関 する通常の保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な通常の応 用化学
試験形式	択一式(20問)	択一式(15問)	択一式(15問)
乙種機械	〃	高圧ガスの製造に必要な機械に 関する通常の保安管理の技術	高圧ガスの製造に必要な通常の機 械工学
試験形式	択一式(20問)	択一式(15問)	択一式(15問)
丙種化学(液石)	〃	液化石油ガスの製造に必要な通 常の保安管理の技術	液化石油ガスの製造に必要な通常 の応用化学及び基礎的な機械工学
試験形式	択一式(20問)	択一式(20問)	択一式(20問)
丙種化学(特別)	〃	高圧ガスの製造（冷凍のための製造を除く。） に必要な基礎的な保安管理の技 術	高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用 化学及び基礎的な機械工学
試験形式	択一式(20問)	択一式(20問)	択一式(20問)

試験の種類	試験科目別による試験内容及び試験形式		
	法 令	保安管理技術	学 識
第二種冷凍機械	高压ガス保安法に係る法令	冷凍のための高压ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	冷凍のための高压ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学
試験形式	択一式(20問)	択一式(10問)	択一式(10問)
第三種冷凍機械	〃	冷凍のための高压ガスの製造に必要な初歩的な保安管理の技術	
試験形式	択一式(20問)	択一式(15問)	
第一種販売	〃	高压ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常の保安管理の技術	
試験形式	択一式(20問)	択一式(20問)	
第二種販売	高压ガス保安法及び液化石油ガス法に係る法令	液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	
試験形式	択一式(20問)	択一式(20問)	

6. 試験時間

試験の科目	試験時間
法 令	9時30分～10時30分 (60分)
保安管理技術	11時10分～12時40分 (90分)
学 識	13時30分～15時30分 (120分)

7. 合格基準：各科目とも満点の60パーセント程度です。

8. 受験手数料（非課税扱い）

試験の種類	受験手数料	試験の種類	受験手数料
甲 種 化 学	12,400円	丙種化学(液石)	7,900円
甲 種 機 械		丙種化学(特別)	
第一種冷凍機械		第三種冷凍機械	
乙 種 化 学	8,500円	第一種販売	7,100円
乙 種 機 械		第二種販売	5,500円
第二種冷凍機械			

9. 試験地及び試験会場

【大臣試験】別表1「試験地、試験会場及び受験の申請先試験事務所」（13頁）をご参照ください。

【知事試験】別表2「試験地、試験会場、担当の試験種類及び受験の申請先試験事務所」（13～17頁）をご参照ください。

備考：試験会場の地図は、受験票に記載します。また、KHKのホームページ（<https://www.khk.or.jp>）の「国家試験のお申込」ページでもご覧いただけます。

10. 試験の科目免除申請

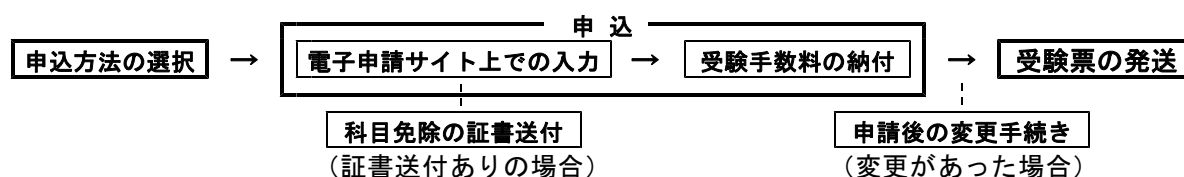
試験の科目免除を受けたい方は、別紙「筆記試験の科目免除申請の条件」（18～20頁）をご確認のうえ、申請してください。

試験の科目免除申請の留意点

- 1) 受験願書の受付締切日までに、所定の条件を満たしていれば、試験の科目免除の申請を行うことができます。ただし、試験の科目免除申請の条件を満たしている方であっても、申請に不備があった場合は、試験の科目免除は受けられません。
- 2) 試験の科目免除申請によって、重複する試験の科目がなければ他の免状に係る試験を受験することができます。ただし、その試験会場の場所が離れている場合には、試験開始時刻に間に合わないことが予想されますので、ご注意ください。

Ⅲ 受 験 の 申 請

《受験の申請の流れ》



1. 申込方法の選択

申込方法には「個人申込」と「法人申込」があります。

【個人申込】受験者本人が申し込む方法です。

【法人申込】担当者が受験者に代わって一括で申し込む方法です。
受験票や可否の通知は担当者にまとめて届きます。
なお、法人申込には、“Web入力方式”と“ファイル・アップロード方式”があります。

① Web入力方式

電子申請サイト上で1人ずつ受験者データを入力する方法で、少人数の申込に便利です。

② ファイル・アップロード方式

所定の「ファイル・アップロード方式用シート (Excel)」(“国家試験のお申込”ページからダウンロード) にあらかじめ複数人の受験者データを入力したものを電子申請サイト上でアップロードする方法で、多人数の申込に便利です。

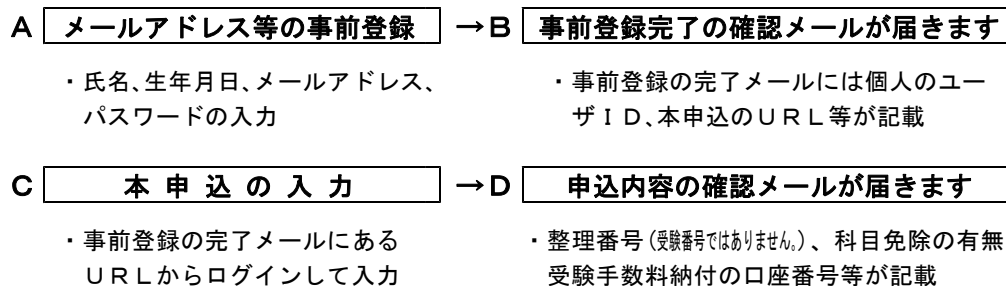
2. 申込

2-1. 電子申請サイト上での入力

【入力の受付期間】 8月17日(金)午前10時から9月5日(水)午後5時まで
(受付期間中、24時間入力可能)

【入力の方法】

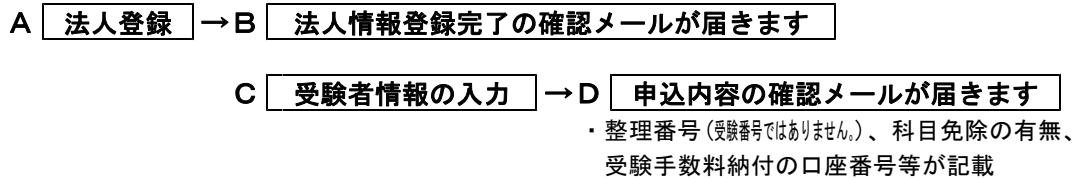
① 個人申込：最初に受験者のメールアドレス、試験の種類等を事前登録してから本申込となります。入力の流れは次のAからDのとおりです。



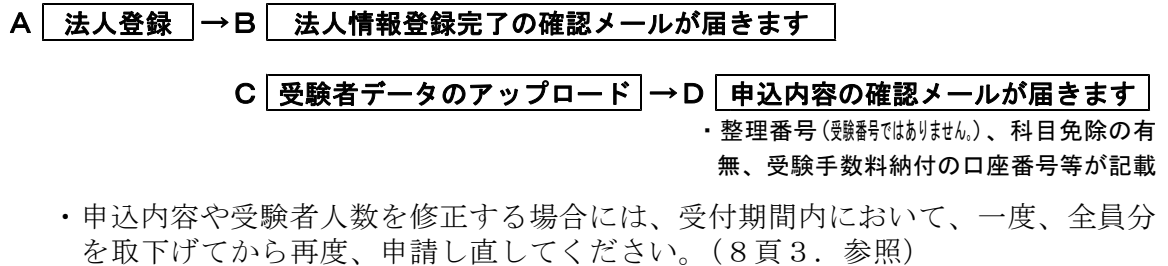
注意：メールアドレス等の事前登録だけでは、受験申込をしたことにはなりません。

- ② 法人申込：最初に法人登録（法人ID取得）をしてから入力となります。
入力の流れは次のAからDのとおりです。
なお、法人IDをお持ちであれば新たな法人登録の必要はありません。取得済みの法人IDが使用できます。

〔Web入力方式〕



〔ファイル・アップロード方式〕



受験の申請の留意点

- 1) 受付期間経過後はログインできなくなりますので、時間に余裕をもって行ってください。
- 2) 入力開始から一定時間（30分）操作しなかった場合は“申込システム”がタイムアウトして入力できなくなります。
- 3) メールが10分以内に届かない場合は、登録したメールアドレスの間違い、又は受信側のセキュリティに問題があるものと考えられます。まずは、メールアドレス、PC等の設定を確認してください。

2-2. 試験の科目免除の証書送付

【証書送付の対象となる方】

証書送付の対象となる方は、申込画面で「証書コピー送付の必要」欄に〔あり〕の表示がある方です。

なお、ファイル・アップロード方式の場合は、シート(Excel)上に証書コピー送付の必要〔あり〕が表示されます。

証書送付の対象となる方は、次のとおりです。

- ・ 平成15年度以前の講習修了証をもって申請される方
- ・ 講習修了証と免状をもって申請される方
- ・ 講習修了証の氏名が婚姻等で変更になった方
- ・ 免状をもって科目免除を申請される方
- ・ 国家試験の合格通知書又は合格証明書をもって申請される方

〔氏名が変わられた方へ〕

講習修了証に記載されている氏名に変更がある場合は、試験の科目免除の照合ができませんので、お手数ですが電子申請サイト上での入力時には「平成15年度以前の講習修了証所持欄」にチェックしてください。

【証書の送付期限】 9月10日(月)午後5時まで

【証書の送付方法】

- ① 申込内容の確認メールをご確認のうえ、証書コピーの欄外に確認メールの冒頭に記載してある「整理番号」を記入してFAX(03-5774-0221)でご送付ください。

- ② 試験の科目免除の証書の氏名に変更がある場合は、旧姓と新姓が確認できる「戸籍抄本」(写可)も併せてご送付ください。
- ③ 手続きが完了次第、「科目免除確定のメール」が届きます。
 なお、証書を受理してからお知らせまで2営業日程度の時間がかかります。メールが届かない場合には、KHK試験センター(03-3436-6106)にお問い合わせください。

科目免除の証書送付の留意点

・試験の科目免除の証書が送付期限までに送付されなかった場合は、試験の科目免除は受けられません。

2-3. 受験手数料の納付

【受験手数料の納付期限】個人申込：9月10日(月)まで

法人申込：9月14日(金)まで

【受験手数料の納付方法】

- ① 「申込内容の確認メール」の中に受験手数料を納付する銀行名、口座番号、口座名義名等が記載されています。確認メールに記載された口座に受験手数料をご入金ください。(振込手数料は受験申請者負担)
 なお、口座番号には申請の度に異なる番号が自動的に割り振られますので、他の申込みのご入金には利用できません。また、書面申請用の振込(払込)用紙は使用できません。
- ② 入金を確認でき次第、「入金確認・申込完了メール」が届きます。
 なお、入金されてからお知らせまで2営業日程度の時間がかかります。メールが届かない場合には、KHK試験センター(03-3436-6106)にお問い合わせください。

受験手数料納付の留意点

- 申込み時に割り振られた口座以外に入金(請求金額と異なる入金も含みます。)された場合は、未入金扱いとなります。また、振込人名に誤りがあった場合にも、未入金扱いとなります。
- 受験手数料の納付期限の日を過ぎても入金が確認できなかった場合は、受験の申込みは無効となります。
- 納付済みの受験手数料は、理由の如何に関わらず返還いたしません。また、次回以降の試験への充当もできません。なお、受験手数料に過納分が発生した場合であっても、その分の受験手数料は原則返還いたしません。
- 受験手数料納付時に発行される振込明細書は、受験手数料納付の証明書となりますので大切に保管しておいてください。それに代わる「領収書」の発行はいたしません。

3. 申請後の変更手続き(申請の取下げ・受験者氏名等・試験の種類・科目免除・試験地)

申請後の取下げ、申請内容の変更がある場合は、“国家試験のお申込”ページの変更手続き用申請書のページから該当する変更申請書等をダウンロードして、申請書の注意事項をご確認のうえ、変更手続き期限内にKHK試験センターあてにFAX(03-3436-5746)で申請してください。変更手続き用の申請書は下表のとおりです。

手続きの内容	申請書	備考
申請の取下げ	電子申請の取下げ申請書(法人用)	PDF形式
	電子申請の取下げ申請書(個人用)	
受験者氏名・生年月日・住所・電話番号の変更	受験者氏名等変更申請書(法人用)	
	受験者氏名等変更申請書(個人用)	
試験地・試験の種類の変更	試験地・試験の種類変更申請書(法人用)	
	試験地・試験の種類変更申請書(個人用)	
試験の科目免除の変更	試験の科目免除変更申請書(法人用)	
	試験の科目免除変更申請書(個人用)	

備考：申請書の印刷環境がない方は、KHK試験センター(03-3436-6106)にお問い合わせください。

【申請の取下げ期限】 9月14日(金)午後5時まで (土日祝を除く。)

受験手数料を入金済みの場合は、申請の取下げはできません。また、入金された受験手数料の返還もできません。取下げ手続き完了のお知らせはいたしません。
なお、データ修正作業の進行状況によって、未入金をお知らせするメール、未入金により申込みが取消しになったことをお知らせするメールが届くことがあります。ご了承ください。

〔法人申込内容を修正する方へ〕

法人申込の申込内容や受験者人数を修正する場合には、受付期間内において、一度、全員分を取下げてから再度、申請し直してください。

【受験者氏名等・試験の種類・科目免除の変更期限】 9月12日(水)午後5時まで (土日祝を除く。)

- ① 受験者氏名等の変更：変更手続き完了のお知らせはいたしませんので、受験票を受取次第、変更した内容を必ずご確認ください。
- ② 試験の種類の変更：変更手続きが完了次第、電話によりお知らせします。
- ③ 試験の科目免除変更：変更手続きが完了次第、電話によりお知らせします。

【試験地の変更期限】 9月26日(水)午後5時まで (土日祝を除く。)

変更手続きが完了次第、電話によりお知らせします。

〔手続き状況を確認されたい方へ〕

試験の種類、試験の科目免除及び試験地の変更申請書を受理してからお知らせまで2営業日程度の時間がかかりますが、手続き状況をご確認したい場合には、KHK試験センター（03-3436-6106）にお問い合わせください。

変更手続きの留意点

- ・試験の種類の変更に伴い受験手数料に不足が発生した場合には、その差額分を所定の口座番号に納付してください。
- なお、受験手数料に過納分が発生した場合であっても、その分の受験手数料の返還はいたしません。

4. 受験票の発送

【発送日】 10月17日(水)／普通郵便(葉書)により発送 (法人申込は法人宛一括) します。

受験の申請において、受験票が届かないと思われる重大な誤りがあった場合は、変更手続き期間にかかわらずKHK試験センター（03-3436-6106）にお問い合わせください。

IV 試験日までの準備

1. 受験票の内容確認及び写真貼付

【内容確認】 受験票を受け取り次第、記載内容及び裏面の「受験上の注意」を必ず確認してください。氏名の字体の修正など軽微な修正の場合には、試験当日、試験監督員から修正についての案内がありますので、案内にしたがって修正の手続きをしてください。

【写真貼付】 受験票の写真貼付欄に所定の写真を貼付し、試験当日、受験票を必ず持参してください。（9頁の【受験票の写真について】を参照）

〔受験票の写真について〕

1) 受験票に貼付する写真の規格

- ◇ 縦4.5cm×横3.5cmの大きさのもの（パスポート用写真と同じサイズ）
- ◇ 受験の申請前の6ヶ月以内に撮影されたもの（カラー・白黒のいずれでも可）
- ◇ 無帽で正面を向いた上半身像（肩口までで、その大きさは写真貼付欄を目安とする。）のもので、本人とすぐ判別できる鮮明なもの
- ◇ 背景（影を含む）がないもの

2) 写真裏面及び撮影年月日の記載

写真裏面に氏名、生年月日及び試験の種類を自署したものを貼付してください。また、受験票の撮影年月日欄に撮影した日付を記入してください。

注）規格外の写真、不鮮明な写真及び写真のコピーなどを受験票に貼付している場合には受験できません。

受験票の再発行など、万一に備え予備の写真も用意しておいてください。

2. 受験票の再発行手続き

受験票は10月17日(水)に普通郵便(葉書)により発送しますが、未着又は紛失（破損・汚損を含む。）の際には、KHK試験センター（電話：03-3436-6106）にご連絡のうえ、再発行手続きを行ってください。

【手続き期間】10月22日(月)から11月2日(金)午後5時まで（土日祝日を除く。）

【発送日】第1回：10月29日(月)／普通郵便(葉書)、第2回：11月5日(月)／速達郵便(葉書)

〔再発行手続き期間経過後の対応について〕

- 1) 再発行手続き期間経過後は、時間的理由から受験票の再発行はできません。
- 2) 受験票未着又は紛失等の方には、試験当日、受験票に代わる「受験許可証」を交付します。試験会場(教室)への集合時間(午前9時)前に、余裕をもって以下の①と②をご用意のうえ、試験本部室にお越しください。

①縦4.5cm×横3.5cmの写真1枚（パスポート用写真と同じサイズ）

なお、写真に関するその他の要件は〔受験票の写真について〕をご参照ください。

②本人確認のための「写真付き身分証明書」（自動車運転免許証など）

なお、写真付き身分証明書が持参できない方は、それに代わる公的身分証明書（健康保険証など）及び受験者本人を証明できる書面（名刺など）の複数提示となります。

注）写真及び身分証明書の提示がなければ、受験許可証は交付できません。この場合、試験は欠席扱いとなります。

V 試験当日の注意事項等

1. 試験会場(教室)への集合時間

試験開始前に注意事項の説明などがありますので、必ず午前9時までに所定の試験会場(教室)に集合してください。ただし、法令免除者（第二種販売は高压法及び液石法の両方が免除になる者）は、午前10時40分までに集合してください。

全科目免除の方は、ご来場の必要はありません。

試験会場の集合時間等の留意点

- 1) 試験開始時刻から30分を超えて遅刻した方は受験できません。試験は欠席扱いとなります。
- 2) 天災又は公共交通機関の運行停止等により受験できない事態が発生した場合であっても、再試験は実施いたしません。

2. 試験会場までの移動方法

受験票の「試験会場案内図欄」に特に記載のない限り、試験会場には受験者用の駐車場はありません。公共の交通機関を利用してご来場ください。迷惑駐車が判明した場合は、違法駐車として通報する場合があります。

3. 試験当日持参するもの

- ① 受験票：所定の写真を貼付したもの（9頁の【受験票の写真について】を参照）

受験票がないと受験できません。受験票の忘れ、又は紛失した場合は、試験当日、受験票に代わる「受験許可証」を交付します。

所定の写真及び写真付き身分証明書をご用意（9頁の【再発行手続き期間経過後の対応について／2）】をご参照）のうえ、試験本部室にお越しください。

- ② 筆記用具：黒鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB程度のもの）、消しゴム

ボールペンやサインペンで答案用紙（マークシート）に記入しますと電算処理機ではマークした解答が読み取れませんので、ご注意ください。

なお、筆記用具の貸与はいたしません。

- ③ 電卓：四則計算のみできる電卓に限り使用を認めます。（関数電卓の使用は禁止。）

なお、電卓の貸与はいたしません。

4. 不正行為対応の厳格化

【携帯電話等電子機器の取扱いについて】

- ① 試験中の携帯電話等電子機器（時計型を含む。）の使用及び作動を禁止します。

- ② 携帯電話等電子機器は電源をOFFにし、鞆等に収納していただきます。（試験当日は収納のための鞆等を持参してください。）鞆等に収納していないことが確認された場合は、電源のON／OFFにかかわらず、不正行為と見なします。

【試験問題用紙の回収について】

- ① 試験問題用紙は答案用紙提出時に回収します。一旦回収した試験問題用紙は返却しません。

- ② 退室する際、答案用紙の解答番号をメモして持ち出すことは不正行為と見なします。

【不正行為が判明した場合の措置について】

不正行為が判明した場合には、直ちに退場を命じ、試験問題用紙及び答案用紙は没収のうえ、本試験は失格（無効）となります。

5. 受験上の注意

【試験中、机上に置けるもの】

受験票（後に回収）、筆記用具（筆箱から出す）、電卓（ケースから出す）及び時計（時計型ウェアラブル端末、アラームなど時計以外の機能を有する機器使用不可）。

なお、時計は腕から外し、机上に置いてください。

【答案用紙の提出】

答案用紙を提出せずに退室した場合は、欠席扱いとなります。

退室するときは、試験監督員の指示に従い答案用紙は必ず提出してください。

【試験中の途中退室】

試験開始から30分が経過するまでは退室できません。また、試験終了時刻の10分前からは退室できない場合があります。

【その他】

- ① 試験中は試験監督員の指示に従って受験してください。指示に従わないときは、直ちに退室を命じ、試験問題用紙及び答案用紙は没収のうえ、本試験は失格となります。
- ② 身体に障害があるなど、試験当日、試験教室内において特別の配慮が必要な方は、あらかじめ試験地の受験の申請先試験事務所（別表 1・別表 2／13～17頁）にご相談ください。

Ⅵ 試験結果の通知及び試験問題・正解答番号・ 記述式解答例・合格者番号の公表

1. 試験結果の通知

以下の日程で、普通郵便（封書又は葉書）により合否通知書を発送（法人申込は法人宛一括）します。

【大臣試験】平成31年1月28日（月）

【知事試験】平成31年1月7日（月）

試験結果の通知の留意点

- 1) 試験当日に欠席された方には、合否通知書は送付されません。
- 2) 受験科目のうち、1科目でも受験しなかった方は欠席扱いとなり、合否通知書は送付されません。
- 3) 通知書の発送日までに転居された方は、最寄りの郵便局に必ず「転居届」を提出しておいてください。
- 4) 通知書の発送日から5日以上経過しても届かない場合は、KHK試験センター(03-3436-6106)までご連絡ください。再発行手続きをします。

2. 試験問題・正解答番号・記述式解答例・合格者番号の公表

以下の日程で、KHKホームページにて試験問題・記述式試験の解答例・正解答番号・合格者番号を公表します。公表には期限がありますのでご注意ください。

項 目	公表日	公表時刻	掲載方法
試 験 問 題	11月12日（月）	午後3時公表（予定） ※合格者番号は試験地の事務所においても10日間（営業日）掲示します。	PDF形式
択一式試験の正解答番号			
記述式試験の解答例	12月中旬		
大臣試験の合格者番号 ※	平成31年1月28日（月）		
知事試験の合格者番号 ※	平成31年1月7日（月）		

備考：公表日には、トップページが大変混み合うことが予想されます。公表のページを別サーバーに移しますので、トップページを経由せず、直接公表のページにアクセスしてください。公表日前にあらかじめ公表のページにアクセスし、“お気に入り”に登録しておくことをお勧めします。

■公表のページ URL 及びQRコード

<http://shiken.khk.or.jp/shiken.html>



VII 免状交付申請の案内

高压ガス製造保安責任者試験免状及び高压ガス販売主任者免状は、それぞれの試験に合格した後、免状交付申請をすれば交付されます。

【知事試験を、東京都、新潟県、山梨県、兵庫県、奈良県、長崎県及び宮崎県で受験した方】

KHKは免状交付事務を受託していませんので、お手数ですが、試験地の都県高压ガス担当課にお問い合わせのうえ、申請書を入手して免状交付申請をしてください。

(平成30年4月現在)

- ・東京都 環境局環境改善部環境保安課：03-5388-3541
- ・新潟県 防災局消防課：025-282-1666
- ・山梨県 防災局消防保安課：055-223-1434
- ・兵庫県 企画県民部災害対策局産業保安課：078-362-9827
- ・奈良県 地域振興部エネルギー政策課エネルギー保安係：0742-27-5422
- ・長崎県 消防保安室：095-895-2147
- ・宮崎県 総務部危機管理局消防保安課：0985-26-7065

【知事試験を、上記以外の道府県で受験した方】

上記以外の道府県で知事試験を受験し合格された方は、KHK試験センターが免状交付申請窓口となります。合格通知書その他、免状交付申請書を添えて発送します。

【大臣試験を受験した方】

大臣試験に合格された方は、試験地に関係なくKHK試験センターが免状交付申請窓口となります。合格通知書その他、免状交付申請書を添えて発送します。

◎免状交付申請に関する詳細については、KHKホームページをご参照ください。

KHKホームページ : <https://www.khk.or.jp>



国家試験・免状交付 → 免状の交付申請について

Ⅷ 別 表 及 び 別 紙

別表 1：大臣試験（甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械）の試験地、試験会場名及び担当試験事務所

試 験 地	試 験 会 場 名	担当試験事務所
北 海 道	(札幌市) 札幌科学技術専門学校	高圧ガス保安協会 北海道支部 電話011-272-5220
宮 城 県	(仙台市) 北杜学園 中央校舎本館、 中央校舎2・3号館、3号館アネックス	高圧ガス保安協会 東北支部 電話022-268-7501
茨 城 県	(鹿嶋市) 鹿嶋勤労文化会館 研修室 2	高圧ガス保安協会 試験センター 電話03-3436-6106
東 京 都	(大田区) 東京工科大学(日本工 学院専門学校) 3号館 ※「全科目受験者」及び「法令免除者」	
	(北区) 中央工学校 17号館 ※「法令のみ受験者」	
愛 知 県	(名古屋市) 名古屋工学院専門学校 1号館	高圧ガス保安協会 中部支部 電話052-221-8730
大 阪 府	(大東市) 大阪産業大学	高圧ガス保安協会 近畿支部 電話06-6312-4051
広 島 県	(広島市) 広島工業大学専門学校	高圧ガス保安協会 中国支部 電話082-243-8016
香 川 県	(高松市) レグザムホール(香川県民ホール)	高圧ガス保安協会 四国支部 電話087-851-7161
福 岡 県	(福岡市) 福岡商工会議所ビル	高圧ガス保安協会 九州支部 電話092-411-8308
沖 縄 県	(宜野湾市) 沖縄国際大学	沖縄県試験事務所 電話098-858-9562

別表 2：知事試験（乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石)、丙種化学(特別)、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売）の試験地、試験会場名、担当の試験種類及び担当試験事務所

試 験 地	試 験 会 場 名	担当の試験種類	担当試験事務所
北海道(札幌市)	札幌科学技術専門学校	乙種化学、乙種機械、丙種化学(特別)、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械	高圧ガス保安協会 北海道支部 電話011-272-5220
	北農健保会館	第一種販売	
北海道(函館市)	函館市国際水産・海洋総合研究センター	乙種化学 乙種機械 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売	
北海道(室蘭市)	室蘭プリンスホテル		
北海道(旭川市)	旭川北洋ビル		
北海道(釧路市)	道東経済センタービル		

試 験 地	試 験 会 場 名	担当の試験種類	担当試験事務所
北海道(札幌市)	札幌パークホテル	丙種化学(液石) 第二種販売	北海道液化石油ガス 試験事務所 電話011-812-6411
北海道(函館市)	サン・リフレ函館		
北海道(室蘭市)	北海道エア・ウォーター(株)室蘭支店		
北海道(旭川市)	旭川勤労者福社会館		
北海道(釧路市)	自動車会館		
青 森 県	(青森市) 青森県観光物産館 アスパム	乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石)、丙種化学(特別)、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械	青森県試験事務所 電話017-775-2731
	(青森市) 青森県水産ビル	第一種販売、第二種販売	
岩 手 県	(滝沢市) 岩手産業文化センター アピオ	乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売	岩手県試験事務所 電話019-623-6471
宮 城 県	(仙台市) 北杜学園 中央校舎本館、中央 校舎2・3号館、3号館アネックス		高圧ガス保安協会 東北支部 電話022-268-7501
秋 田 県	(秋田市) 秋田県社会福社会館		秋田県試験事務所 電話018-862-4918
山 形 県	(山形市) 協同の杜 J A 研修所		山形県試験事務所 電話023-623-8364
福 島 県	(郡山市) ホテルハマツ 2階・3階	乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石)、丙種化学(特別)、第一種販売	福島県試験事務所 電話024-593-2161
	(郡山市) 郡山商工会議所 6階大ホール	第二種冷凍機械、第三種冷凍機械	
	(郡山市) 郡山ユラックス熱海 2階研修室	第二種販売	
茨 城 県	(水戸市) 水戸葵陵高等学校	乙種機械、第一種販売、第二種販売	茨城県試験事務所 電話029-225-3261
	(水戸市) 水戸啓明高等学校	乙種化学、丙種化学(特別)	
	(水戸市) 水戸英宏中学校	丙種化学(液石)、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械	
栃 木 県	(宇都宮市) 宇都宮大学 工学部 陽東キャンパス	乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売	栃木県試験事務所 電話028-689-5200
群 馬 県	(伊勢崎市) 上武大学 ビジネス情報学部 伊勢崎キャンパス		群馬県試験事務所 電話027-255-4639
埼 玉 県	(さいたま市) 芝浦工業大学 大宮校舎		埼玉県試験事務所 電話048-833-6107
千 葉 県	(習志野市) 千葉工業大学 津田沼校舎		千葉県試験事務所 電話043-246-1725
東京都(23区)	(足立区) 東京電機大学 2号館・5号館	乙種機械、丙種化学(特別)、第三種冷凍機械、第一種販売	東京都一般ガス・冷凍 試験事務所 電話03-3830-0252
	(港区) 明治学院大学 白金キャンパス	乙種化学、第二種冷凍機械	

試 験 地	試 験 会 場 名	担当の試験種類	担当試験事務所
東京都(大島町)	東京都大島支庁会議室	乙種化学 乙種機械 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売	東京都一般ガス・冷凍 試験事務所 電話03-3830-0252
東京都(三宅村)	東京都三宅支庁会議室		
東京都(八丈町)	東京都八丈支庁大会議室		
東京都(小笠原村)	東京都小笠原支庁会議室		
東京都(23区)	(豊島区) 大正大学 巣鴨校舎	丙種化学(液石) 第二種販売	東京都液化石油ガス 試験事務所 電話03-5362-3881
東京都(大島町)	東京都大島支庁会議室		
東京都(三宅村)	東京都三宅支庁会議室		
東京都(八丈町)	東京都八丈支庁大会議室		
東京都(小笠原村)	東京都小笠原支庁会議室		
神 奈 川 県	(藤沢市) 日本大学 生物資源科学部 湘南校舎	乙種化学、乙種機械、丙種化学 (特別)、第二種冷凍機械、第三 種冷凍機械、第一種販売	神奈川県一般ガス・ 冷凍試験事務 電話045-228-0366
	(藤沢市) 湘南工科大学	丙種化学(液石) 第二種販売	神奈川県液化石油ガス 試験事務所 電話045-201-1400
新潟県(新潟市)	新潟大学 工学部D棟	乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売	新潟県試験事務所 電話025-244-3784
新潟県(長岡市)	長岡技術科学大学		富山県試験事務所 電話076-441-6993
新潟県(上越市)	新潟県立看護大学		
富 山 県	(富山市) 富山大学 経済学部		石川県試験事務所 電話076-254-0634
石 川 県	(金沢市) 石川県地場産業振興センタ ー 本館・新館		福井県試験事務所 電話0776-34-3930
福 井 県	(永平寺町) 福井大学 医学部 松岡キャン パス 講義棟		山梨県試験事務所 電話055-228-4171
山 梨 県	(甲府市) 山梨県農協会館		長野県試験事務所 電話026-229-8734
長 野 県	(長野市) 信州大学 工学部 長野キャンパス		岐阜県試験事務所 電話058-274-7131
岐 阜 県	(各務原市) 東海学院大学 短期大学部		静岡県一般ガス・冷凍 試験事務所 電話054-254-7891
静 岡 県	(静岡市) 清水マリンターミナル 2階多目的ホール	乙種化学、乙種機械、丙種化学(特別)、 第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一 種販売	
	(静岡市) 静岡県コンベンションア ーセンタ 「グランシップ」大ホール梅	丙種化学(液石) 第二種販売	静岡県液化石油ガス 試験事務所 電話054-255-2451
愛 知 県	(日進市) 愛知学院大学 日進キャンパス	乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石)、 丙種化学(特別)、第二種冷凍機械、第三 種冷凍機械、第一種販売、第二種販売	愛知県試験事務所 電話052-261-2896

試 験 地	試 験 会 場 名	担当の試験種類	担当試験事務所
三 重 県	(津市) 県立津高等学校	乙種化学、乙種機械、丙種化学(特別)	三重県試験事務所 電話059-346-1009
	(津市) 県立津工業高等学校	丙種化学(液石)、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売	
滋 賀 県	(草津市) 立命館大学 びわこ・くさつキャンパス	乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売	滋賀県試験事務所 電話077-526-4718
京 都 府	(京都市) Y I C 京都工科自動車 大学校		京都府試験事務所 電話075-314-6540
大 阪 府	(和泉市) 桃山学院大学		大阪府試験事務所 電話06-6229-1236
兵 庫 県	(神戸市) 兵庫県立大学 神戸商科キャンパス		兵庫県試験事務所 電話078-361-8068
奈 良 県	(奈良市) 奈良県立大学		奈良県試験事務所 電話0742-33-7192
和 歌 山 県	(和歌山市) 県立和歌山工業高等学校		和歌山県試験事務 電話073-432-1896
鳥 取 県	(鳥取市) 公立鳥取環境大学		鳥取県試験事務所 電話0857-22-3319
島根県(出雲市)	朱鷺会館		島根県試験事務所 電話0852-21-9716
島根県(江津市)	江津商工会議所		島根県試験事務所 電話0852-21-9716
岡 山 県	(岡山市) 岡山大学 理学部、工学部 環境理工学部		岡山県試験事務所 電話086-226-5227
広 島 県	(広島市) 比治山大学		広島県試験事務所 電話082-228-1370
山 口 県	(宇部市) 山口大学 工学部	乙種化学、乙種機械、丙種化学(特別)、 第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売	山口県一般ガス・冷凍 試験事務所 電話083-974-5380
	(山口市) 山口県セミナーパーク	丙種化学(液石) 第二種販売	山口県液化石油ガス 試験事務所 電話083-925-6361
徳 島 県	(徳島市) 徳島県建設センター	乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売	徳島県試験事務所 電話088-665-7705
香 川 県	(高松市) 県立高松南高等学校		香川県試験事務所 電話087-821-4401
愛 媛 県	(松山市) アイテムえひめ (愛媛国際 貿易センター)		愛媛県試験事務所 電話089-947-4744

試 験 地	試 験 会 場 名	担当の試験種類	担当試験事務所
高 知 県	(高知市) 高知城ホール	乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石)、 丙種化学(特別)、第二種冷凍機械、第一 種販売、第二種販売	高知県試験事務所 電話088-805-1622
	(高知市) 高知県婦人会館	第三種冷凍機械	
福 岡 県	(福岡市) 福岡大学 8号館	乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売	福岡県試験事務所 電話092-476-3838
佐 賀 県	(佐賀市) 県立佐賀工業高等学校		佐賀県試験事務所 電話0952-22-5516
長 崎 県	(長崎市) 長崎大学 工学部		長崎県試験事務所 電話095-824-3770
熊 本 県	(熊本市) 熊本県立大学 講義棟1号館・2号館		熊本県試験事務所 電話096-381-3131
大 分 県	(別府市) 別府国際コンベンションセ ンター B-CON PLAZA		大分県試験事務所 電話097-534-0733
宮 崎 県	(西都市) 県立産業技術専門校	丙種化学(特別)、第二種冷凍機械、第三 種冷凍機械、第一種販売、第二種販売	宮崎県試験事務所 電話0985-52-1122
	(宮崎市) 宮崎県工業技術センター	乙種化学、乙種機械、	
	(宮崎市) 宮崎県エルピーガス会館	丙種化学(液石)、	
鹿児島県(鹿児島市)	鹿児島国際大学 2号館	乙種化学 乙種機械 丙種化学(液石) 丙種化学(特別) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売	鹿児島県試験事務所 電話099-250-2535
鹿児島県(奄美市)	鹿児島県大島支庁		
沖縄県(本 島)	(宜野湾市) 沖縄国際大学		沖縄県試験事務所 電話098-858-9562
沖縄県(宮古島市)	沖縄県宮古合同庁舎		
沖縄県(石垣市)	沖縄県八重山合同庁舎		

別紙：筆記試験の科目免除申請の条件

◆ 甲 種 化 学

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
法 令	甲種機械免状 ※1	保安管理技術＋学識
保安管理技術	製造第一講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令＋学識
保安管理技術＋学識	甲種化学講習の講習修了証 ※2	法 令
全 科 目	甲種機械免状 ※1 + 甲種化学講習の講習修了証 ※2	

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2：昭和41年10月1日～平成7年3月31日の製造第一講習の講習修了証でも可

◆ 甲 種 機 械

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
法 令	甲種化学免状 ※1	保安管理技術＋学識
保安管理技術	製造第四講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令＋学識
保安管理技術＋学識	甲種機械講習の講習修了証 ※2	法 令
全 科 目	甲種化学免状 ※1 + 甲種機械講習の講習修了証 ※2	

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2：・昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第四講習の講習修了証でも可

・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第五講習の講習修了証でも可

◆ 第一種冷凍機械

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
保安管理技術	製造第六講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令＋学識
保安管理技術＋学識	第一種冷凍機械講習の講習修了証 ※1	法 令

※1：・昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第六講習の講習修了証でも可

・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第七講習の講習修了証でも可

◆ 乙 種 化 学

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
法 令	甲種機械免状 又は 乙種機械免状 ※1	保安管理技術＋学識
保安管理技術	製造第二講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令＋学識
保安管理技術＋学識	乙種化学講習の講習修了証 ※2	法 令
全 科 目	・ 甲種機械免状 ※1 + 乙種化学講習の講習修了証 ※2 又は ・ 乙種機械免状 ※1 + 乙種化学講習の講習修了証 ※2	

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2：昭和41年10月1日～平成7年3月31日の製造第二講習の講習修了証でも可

◆ 乙 種 機 械

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
法 令	甲種化学免状 又は 乙種化学免状 ※1	保安管理技術+学識
保安管理技術	製造第五講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令+学識
保安管理技術+学識	乙種機械講習の講習修了証 ※2	法 令
全 科 目	・ 甲種化学免状 ※1 + 乙種機械講習の講習修了証 ※2 ----- 又は ----- ・ 乙種化学免状 ※1 + 乙種機械講習の講習修了証 ※2	

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2：・昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第五講習の講習修了証でも可
・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第六講習の講習修了証でも可

◆ 丙種化学(液石)

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
保安管理技術	製造第三講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令+学識
保安管理技術+学識	丙種化学(液石)講習の講習修了証 ※1	法 令

※1：昭和41年10月1日～平成7年3月31日の製造第三講習の講習修了証でも可

◆ 丙種化学(特別)

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
保安管理技術+学識	丙種化学(特別)講習の講習修了証 ※1	法 令

※1：昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第四講習の講習修了証でも可

◆ 第二種冷凍機械

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
保安管理技術	製造第七講習の講習修了証 (昭和41年9月30日以前に修了したものに限る。)	法令+学識
保安管理技術+学識	第二種冷凍機械講習の講習修了証 ※1	法 令

※1：・昭和41年10月1日～昭和51年2月21日の製造第七講習の講習修了証でも可
・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第八講習の講習修了証でも可

◆ 第三種冷凍機械

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
保安管理技術	第三種冷凍機械講習の講習修了証 ※1	法 令

※1：・昭和51年2月21日以前の製造第八講習の講習修了証でも可
・昭和51年2月22日～平成7年3月31日の製造第九講習の講習修了証でも可

◆ 第一種販売

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
法令	丙種化学(特別)免状 ※1	保安管理技術
保安管理技術	第一種販売講習の講習修了証 ※2	法令
全科目	丙種化学(特別)免状 ※1 + 第一種販売講習の講習修了証 ※2	

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2：平成7年3月31日以前の販売第一講習の講習修了証でも可

◆ 第二種販売

《免除科目》	《免除の条件及びその必要な証明書類(写)》	《受験科目》
法令【高圧法】	丙種化学(特別)免状 ※1	法令【液石法】+保安管理技術
法令【液石法】	液化石油ガス設備士免状	法令【高圧法】+保安管理技術
法令【高圧法+液石法】	丙種化学(特別)免状 ※1 + 液化石油ガス設備士免状	保安管理技術
保安管理技術	第二種販売講習の講習修了証 ※2	法令【高圧法+液石法】
法令【高圧法】+保安管理技術	・ 甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石)(昭和51年2月22日以降の丙種化学液石試験に合格したものに限る。)の何れかの免状 ※1 又は ・ 丙種化学(特別)免状 ※1 + 第二種販売講習の講習修了証 ※2	法令【液石法】
法令【液石法】+保安管理技術	第二種販売講習の講習修了証 ※2 + 液化石油ガス設備士免状	法令【高圧法】
全科目	・ 甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学(液石)(昭和51年2月22日以降の丙種化学液石試験に合格したものに限る。)の何れかの免状 ※1 + 液化石油ガス設備士免状 又は ・ 丙種化学(特別)免状 ※1 + 第二種販売講習の講習修了証 ※2 + 液化石油ガス設備士免状 又は ・ 丙種化学作業主任者免状 (昭和51年2月21日以前の試験に合格したものに限る。) ※1 又は ・ 乙種化学作業主任者免状 (昭和36年~38年の試験に合格したもので、丙種化学作業主任者免状と見なすものに限る。) ※1	

※1：国家試験の合格通知書、合格証明書でも可

※2：平成7年3月31日以前の販売第二講習の講習修了証でも可